

土地所有者およびその関係者の皆さまへ 被災地域境界基本調査 実施のお知らせ

この度、熊本地震で地盤の複雑な変動が生じたことにより、地籍調査の成果が現況に適合しなくなり、再び地籍調査を実施することが必要になった地域について、国土調査法に基づく被災地域境界基本調査を実施することになり、現地調査および測量を実施しています。

当該調査測量に従事する業者は、国土交通省発行の身分証明書を携帯していますので、ご不明・ご不審な点がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

この事業を円滑に進めるため、土地所有者および関係者の皆さまにはご理解、ご協力をお願いします。

※被災地域境界基本調査は、地域に設置してある測量の基準点を今回再測量し、地震前の基準点データとの差(ズレ)を算出し、それを基に地籍調査のデータを計算で補正出来るようにする調査です。(各個人の土地境界を測量するものではありません)

■作業期間

平成29年1月24日まで(現在作業中)

〈問い合わせ〉

▼被災地域境界基本調査に関する一般的なもの

・国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

TEL 03(5253)8384

・県農林水産部 技術管理課地籍調査班

TEL 096(333)2419

・役場 税務課地籍調査係

TEL (62) 9181

立野地区の確定申告の日程のお知らせ

毎年、2月16日から確定申告が始まりますが、熊本地震に伴い阿蘇大橋の崩壊や阿蘇長陽大橋の崩落で主要道路が寸断されていることにより、例年行っている確定申告会場へ立野地区の皆さんが遠方になることを踏まえ、立野地区の方の確定申告時期を次の日程のとおり実施することとなりました。

時期が例年より早くなりますが、早めの確定申告の準備をよろしくをお願いします。

また、どうしても都合がつかない場合は、通常日程(2月16日～3月15日)の午後でも確定申告を受けることができます。避難などで大変な時期と存じますが、ご理解とご協力をお願いします。



■立野地区の確定申告の日程の内容および通常の日程

立野地区の日程	申告会場	午前 (午前8時30分～午前11時30分)	午後 (午後1時00分～午後4時00分)
平成29年2月13日(月)	大津町老人福祉センター 集会室	立野(第1班～第5班)	立野(第6班～第10班)
平成29年2月14日(火)		新所	立野駅
平成29年2月15日(水)			(予備日)
通常の日程	申告会場	午前 (午前8時30分～午前11時30分)	午後 (午後1時00分～午後4時00分)
平成29年2月16日(木) ～3月15日(水) (土・日・祝日除く)	長陽保健センターロビー 久木野庁舎集会ホール 白水総合センターホール	指定された行政区	指定行政区以外の方でも 受けられます

※通常の日程については、平成29年1月号の広報紙に掲載します。

〈問い合わせ〉 役場 税務課課税係 TEL (62) 9181

倒壊等建物の 職権滅失登記 について

熊本地方法務局では、平成28年熊本地震により倒壊などした建物について、被災された方々の登記申請の負担軽減を図り、被災地の速やかな復興のため、所有者の申請によらず、登記官の職権で順次滅失登記を行います。特に急ぐ場合を除いては、自ら「建物滅失登記」を申請していただく必要はありません。

滅失登記を行った場合は法務局から所有者に登記完了通知を送付しますので、内容を確認してください。

※次の場合は職権による滅失登記の対象となりません。

①建物の倒壊が一部分のため全体が滅失したとは認定できない場合

②附属建物(物置など)がある建物において、主である建物(居宅)のみが損壊した場合

〈問い合わせ〉

熊本地方法務局不動産登記部門 復興事業対策室

TEL 096(364)2221